

国民健康保険からのお知らせ

～ 接骨院・整骨院のかかり方 ～

接骨院や整骨院は、国家資格を持つ柔道整復師が施術を行う施設です。医療機関ではありませんので、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

施術を受けた後に健康保険の適用が認められない場合は、全額自己負担となります。施術を受ける場合は、負傷原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか)を正確に伝えましょう。

○健康保険が使える場合(保険証が使えるもの)

急性または亜急性(急性に次ぐ)の外傷性の負傷の場合など

- 打撲 ●捻挫 ●挫傷(肉離れなど)
- 骨折、脱臼の応急手当て(応急手当て以外は、医師の同意が必要)

○健康保険が使えない場合

内科的原因によるものや慢性的な症状の場合など

- 疲労性、慢性的な要因の肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術
- 保険医療機関(病院、診療所)で治療中の負傷
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途中の負傷

医療費が増加する要因はさまざまですが、医療機関へのかかり方を見直すことで、医療費を節約することができます。同様に柔道整復師の施術を受ける場合にも、適正な利用を心がけることが大切です。

また施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、柔道整復師に相談のうえ、一度医師の診察を受けましょう。

※施術日や施術内容について、照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書などを保管し、照会がありましたら、ご自身でご回答できるようご協力をお願いします。

医療費の適正化にご協力をお願いします。

☎町民生活課 ☎72-6933



充電の様子

電気自動車用急速充電器が設置されました！
おのタウンコムコムは、ダイユーエイト側駐車場に、国と自動車会社からの支援を受け、24時間利用可能な電気自動車用急速充電器を設置し、4月7日から正式稼働しました。